

# 国語速記の初期に見られた国語観について

武 部 良 明

## 一 一つの国語観

第一回帝國議會の開かれたのが明治二十三年十一月であるが、それまでは立法の仕事が元老院で行なわれていた。元老院が活動を始めたのは明治九年からで、そのときから帝國議會開設までの十五年間、元老院は法律制度すべてに関する案件を審議決定し、立憲国家へと成長する基礎を築いたのである。ところでここで問題にするのは、その元老院の議事記録である「元老院會議筆記」が次のような文語体で書かれていることである。

夫レ納租ヲ怠レハ其財産ヲ公売シテ徴収スト云フヲ以テ本案ノ精神ナリトセハ身代限りハ即チ其公売ニ代ルモノニシテ是既ニ懲戒ナリ之ヲ期限ニ納メサレハ公売ヲ猶予スル為ニ三十日後ニ取懸ルハ縦ヒ美意ナルモ其三十日ハ之カ為メニ与ヘシ自由ニ非スシテ公売ノ都合ノ為メニ与フル猶予ナリ豈別ニ懲戒ト云テ張札ヲ為スヲ要センヤ（「租税怠納ノ者処分案」に関する細川潤次郎の発言の一節）

これは当時このような文語体で演説が行なわれたのではなく、筆記担当者が記録の作成にあたりこのような文語体に改めていたのである。そうしてこのことは、当時国語の速記が不可能であったために

やむを得ずこのような文語体にまとも直したものと考えられている。しかし速記関係の資料をいろいろ調べてみると、当時は記録というものは本来このような文語体であるべきだという国語観に基づいていたとも思えるのである。それは速記が行なえるようになったあとでも、話しことばのままの逐語記録は決して正式の記録として通用しないという論に次のような考え方が見られたからである。

會議裁判などを言語のままに書き取りたらむには種種の言語混りて体裁宜しきを得ず、……言語は忽ち消ゆれども書きたるものは永く後の世までも遺るゆゑ、必ず完然たる文章となし、潤飾を加へざるべからず。（林茂淳「速記術大要」）

話しことばで行なわれた発言も正式の記録としては文語体に整えなければならぬとする考え方、こういうのがここで取り上げる「国語速記の初期に見られた国語観」の一つである。

## 二 国語速記の講習会

実際には明治十五年十月二十八日、東京にわが国最初の速記講習会が開かれた。期間は六カ月、講師は盛岡の人、田鎖綱紀、ここでその創案になる田鎖式速記方式が教えられた。この講習会に先立って田鎖は、時事新報に論説『日本傍聴記録法』を投書している。そ

れは速記の必要性と方式創案の経緯とを述べたものであるが、この論説が当然元老院でも話題になった。そのときの結論につき当時元老院の議事録で筆記掛をしていた林茂淳は次のように回顧している。

幾ら簡易の符号でも言葉の通りに書取れるものではない、又書取れるとしても演説は修飾して文章に書けばこそ意味も分るが言葉の儘に書いたのでは分らないと云ふ説が多数でありました。『日本速記大家経歴談』日本速記会雑誌

すなわち当時としては、話しことばそのままの逐語記録ができたところで、そのままでは意味がわからないとまで考えられていたのである。そうしてこの考え方も、速記が行なえるようになったあとまで続いていた。たとえれば次のような非難の場合がこれである。

書き取りは其の演べたる趣旨を達するのみにて足れり、言葉癖までを書き取るを要せず、……言語のままに書くときは読者に於て其の趣旨を会得するに難からむ。(林茂淳「速記術大要」)

そうしてこのことも、演説体というものが整わない当時の国語事情を考えるとき、全くむりからぬ結論だったと言えるのである。

もともと林茂淳自身は田鎖の速記に大きな興味を感じ、個人的にその講習会に参加する決心をした。実はこのような受講生がいたからこそ田鎖の講習会も成功したわけであるが、その林が受講のため許可をもらいに行つたとき、議事課長の森山茂は次のような意見を述べ、なかなか許可しなかつたという。

言葉通りに書けたところで今の乱雑な言葉では意味が通じない、筆記の価値は仕上げに在つて書き取りの仕方ではない、それに書き取りの仕方ばかり考へるのは本末顛倒だ、君等は今でも書

取りの出来る腕があるのに今更そんな変なものに手を出すに及ばんぢやないか。(林茂淳『五十年前を回顧して』日本の速記)

これも当時の国語観に基づく当然の考え方だったのである。

この場合、最初の速記講習会を開いた田鎖もまた、当時行なわれたこのような国語観を意識しないわけではなかつたのである。そのことは前記『日本傍聴記録法』にもはっきりと書かれている。それは新聞雑誌に掲載される演説会などの記録が実際の発言と異なることの原因を考察した部分であるが、そこに次のように述べているのがこれである。

是レ必竟其筆記者ノ罪ニ非ズ元來本邦ニテハ言語上ト文字上トノ語格ニ於テ一定ノ規矩アラザルノミナラズ一定ノ傍聴筆記法モナキガ故ナリ

ここで「傍聴筆記」というのが「速記」のことであるが、田鎖も話しことばのままの逐語記録が行なわれるためには次の二つの点が必要なことを指摘しているわけである。

- (1) 話しことばと書きことばが対応すること
- (2) 国語のための速記方式が成立すること

田鎖も速記方式の成立だけで話しことばのままの逐語記録が行なわれるに至るとは思っていなかつたのである。

それにもかかわらず田鎖は速記というものに大きな魅力を感じていたわけである。そうして英語速記方式グララム式を参考に田鎖式速記方式を創案しこれを教えるに至つた。それはわが国の言語事情が速記というものの出現を渴望していたからではなく、速記というものが西洋文化の一つだからにはかならない。そこには速記が必要でないかの論よりも、西洋にあるものは何でも取り入れ

ようという風潮が大きき力となっていたのである。そのため前記講習会でこのような速記方式が教えられ、明治十六年五月五日、卒業証書授与式が行なわれた。その卒業生のうち七人ほどが別に集まり、さらに速記の技術をみがくことになった。そのときも次のような信念が支えになっていたのである。

現に人の言語を書き取ることの西洋に行はるる上は、其の方法を採折衷して我が国に行ふこと決して難き業にはあらざるべし。(林茂淳「速記術大要」)

こうしてわが国最初の速記実務者となったのが、若林珪蔵、林茂淳、酒井昇造、市東謙吉の四人である。

### 三 國語速記の実用化

ここによりやくわが国にも近代的な速記の行なわれる基礎が整ったのである。この場合速記実務者がどのような形を速記の理想と考えたかに関しては、当時刊行された速記方式解説書にある次のような記述が参考になる。

総て此写真法に拠りて書き取るときは、如何なる音便詠り言葉及び其演者の産の都鄙をも判知し得べきものにして、尚此術の熟するに随ひ言語の外の感情即ち喜怒哀楽の情及び咳嗽打叱等の声に至るまで容易に写し取ることを得べし。(丸山平次郎「ことばの写真法」)

しかし前記のような國語観のもとでは、このような立場をとる速記の実用化には最初からむりがあったわけである。そのため速記は話しことばのままの文字化という逐語記録の形では実用に供しにくかった。その典型的な例が県会速記である。

すなわち明治十七年の三月から四月にかけて、若林は郵便報知社長矢野文雄の紹介により酒井とともに埼玉県会を担当することになった。しかし若林らが速記によつて作つたとされる傍聴録も、次のような文体で書かれている。

民間ノ困弊ハ実ニ名状スヘカラサル景況ナリ成程管内ノ戸数ニ賦課セハ一戸ニ付四、五錢ナレハ其費ニ若シミ餓死スルコトモナカラン然シ情々民間ノ実況ヲ省ミルニ宿駅ニテ僅々十錢位戸數割ノ取立ヲナスニモ嘆ヨ奥ノ箆筒ノ抽出シニ五錢アリハセヌカ老爺ヨ患比須様ノ棚ニ五錢アリハセヌカト家中ヲ搜索シ漸ク納ムル位ニテ目モ当テラレヌ景況ナリ(「秩父新道橋梁架設費」に関する福島耕助の発言の一節)

この場合内容がくわしいのは、いかにも速記によつたという感じであるが、全体としてはやはり文語体である。これも当時このような文語体で演説が行なわれたのではなく、正式の記録として文語体が要求されていたという方が実情である。そこで若林らは、一応話しことばのまま速記しそれに基づいてこれを文語体に書き直したわけであるが、このようなやり方は、若林を紹介した矢野の意見でもあった。

仮令ヒ我邦今日ノ文体ハ漢文訳文体ヲ用キテ言語ヲ其儘ニ写用セサルニモセヨ大切ノ場合ニ於テハ先ツ一旦ハ言語ヲ其儘ニ直写セシメ然ル後チ之ヲ漢文訳文体ニ改書スルコソ願ハシケレ(「矢野文雄『速記法ノコトヲ記ス』経国美談後編の卷末所載」)

すなわち若林らは、正式記録作成の一過程において普通の文字による筆記のかわりに速記を用いたにすぎないのである。

この点に関しては明治二十一年に埼玉県会を担当した若林門下荒

浪市平も、次のように回顧している。

当時の速記録は今日の口語体と違つて総てが文語体で出来て居つた。即ち議場の発言は一応其儘速記して、反文の際に「然り而して」とか「豈夫れ然らんや」とか「原案に賛成す」とか「何々を削除す可し」とか云つたやうな調子に書改めて堂々たる文章をなして居たものである。……今から考へると奇態に感ずるが、其時代の会議録は殆ど皆文語体と言つて宜い。(浪浪市平『県会贅話』日本の速記)

当時は県会だけでなく一般の速記実務の場合にもこの種の記録を要求されることがあつた。速記事務所の一つ速記社の出した営業案内に次のようない項が見出せるのもこれである。

○文章体に改むる事……速記にて書取りたるものを文章体に改むることを望まざる者なきにあらず、是れ亦我速記社社員の内容易なりとする所なれば、御註文に応じ、斯る場合には能文健筆の社員をして之に当らしむべし。

すなわち、速記が行なえるようになって、速記をつけることが無条件に話しことばのままの文字化にはつながらなかつたのである。速記をつけるにしても、その記録の仕上げにあたり文語体に改めることが行なわれていた。これも当時の国語観を尊重する限り全くやむを得ない成り行きだったのである。

#### 四 逐語記録の分野

もつとも当時の速記利用がすべて県会速記のような文語体記録を要求されたわけではない。中には話しことばのままの逐語記録に興味を持ち、その点で速記を依頼する場合もあつた。それが三遊亭円

朝の「怪談牡丹灯笼」に始まる講談速記である。円朝というのは當時人形町の寄席末広亭に出演し独特の人情話に非常な好評を得ていた講談師である。そこで若林の存在を知つた出版社が円朝の話を速記しそのまま出版したらおもしろからうと考へての依頼であつた。そのため若林も円朝の口ぶりをできるだけ尊重するようにして仕上げた。その点ではこれをもって話しことばのままの逐語記録とすることが出来るわけである。しかしこの場合には、円朝の言つたことの記録が文書として価値を持つといふのではなかつたのである。若林がその序文で次のように書いているのこそ、講談速記というものの効用と見なされるものである。

所謂言語の写真法を以て記したるがゆゑ、其冊子を読む者は亦寄席に於て円朝子が人情話を親睦するが如き快楽あるべきを信ず。以て我が速記法の功用の著大なるを知り給ふべし。

講談速記本が非常な売れ行きを示したのは、読書にあつて音読するという当時の習慣に適合したからにはかならない。しかも当時の読者は、単に話しことばを再現するだけでなく、それに付随する身振りまでも再現することができた。

落語講談の速記文は其の落語家講談師の語気口調を存するものなれば、其の落語家講談師を知る者にして之を読むときは其の容姿宛然として読者の眼辺に現顕せし如く、読者をして「此の時に彼の落語家は顔をしかめつゝ手を拱きしならむ」とか「此の時に彼の講談師は頬を膨らせつゝ頭を振り回せしならむ」などと種々に想像せしむるを得む。(『落語講談の速記文』速記叢報)

その点で講談速記本は、単に話しことばとしての講談を再現するだ

けでなく、高座で行なわれた講談そのものを再現する手段として文字化されたものとも言えるのである。

同じことは講演や演説の速記本についても考えられた。それは林茂淳の編集した定期刊行物「講談演説集」の批評に次のような記述が見出せるからである。

此演説集ヲ読ムニ当リ諸先生ノ常ニ用ヒラル、言語語氣充分ニ存シヨリテ諸先生ノ姿ハ殆ンド眼前ニ出現シ成ル程此ノ処ニテ此ノ先生ハ胸ヲ打チタラン或ハ額ノ汗ヲ拭ヒタラン或ハ講堂ヲ左右ニ歩ミタランナド細キ事ヲモ想像スルヲ得ル程ナリ（東洋学芸雜誌）

林自身はさらに次のようなことまで企画したくらいである。

筆記読上会といふ如きものを設くるは大に面白く且益あることならん、其の方法は種々あるべけれど速記者相会して各其の書取りたるものを読み上げるもよし、又は何人に拘らず速記者が書取りたるものを読上るもよし。（講談演説集雑記欄）

従つて講演や演説の逐語記録が盛んになつても、そのことは逐語記録が正式の記録として通用するかどうかということはおのずから別個の問題だったのである。

またこれらの場合といえども、速記者がどの程度話しことばそのものに忠実であつたかは疑問である。たとえば講談速記「怪談牡丹灯籠」の場合であるが、若林とともに速記を担当した酒井は次のように回顧している。

無論拙い筆であつて不完全ではあつたが先づ兎も角も筆記が出来ました、それを其頃報知新聞の記者をして居た某氏に頼んで、甘く文章の添削をして貰つてそれから出版することになつ

たのであります。（『日本速記大家経歴談』日本速記会雜誌）

講演や演説の速記も、印刷にあつては事前に発言者の校閲を求めるのが普通であつた。若林がその編集になる「速記雜誌」第一号において次のように注釈を加えているのもこのためである。

以下掲ぐる処の大家学士の講演演説は悉く講演者の校閲を経たものなるを以て精密確實なるものと知るべし。

若林は発言者の校閲を経ることを「速記者の徳義」とまで考えていた。これらの点を考えると、話しことばのままの逐語記録に見せかけたものも、実際の話しことばのままの逐語記録とは言えない場合が多かつたのである。そうしてこれも当時の国語事情から見ても得なかつたと言えるのである。

## 五 新しい国語観

これを要するに、速記が実用化しても正式の記録としては文語体に書き改めることが行なわれたのである。話しことばのままの逐語記録に見せかける場合も、一応は筆を入れて整えることが多かつたのである。そうして速記技術が未熟の間はこのような行き方が速記者にとつてかえつて都合良かったかもしれない。しかし速記実務者は早くから話しことばのままの逐語記録が作れることを速記技術の理想と考え、それを目標に技術をみがいた。当時これを写真的速記と名づけていたが、これに関し次のように解説されていたのも、理論的には当然のことだったのである。

言語として発表せらるるものは片言隻辞の細に至るまで毫釐の遺漏なく、誤訛なく書き取りて以て言論の真相を表示すること速記の長所なりとす。……厳正なる証憑たらしむるには此写真

的速記に拠らざれば能はざるべし。(速記社の營業案内)

ただ旧来の国語観に従う限りその実行には種々の障害が横たわつていた。そこで速記関係者は積極的にその国語観を打破しようとして進んだのである。

たとえば林茂淳の「速記術大要」を見ると、そこにはすでに次のような積極的な意見も述べられている。

速記術にして盛んに行はるることを得たらむには漸次に言語も齊一に帰すべく文章も平易になるべく竟には言語と文章と一致するの実益を得るに至るべし。

そこには、速記が盛んになれば話しことばも整い、話しことばのままの逐語記録が文章として通用するに違いないという新しい考え方が生まれている。すなわち、話しことばのままの逐語記録が正式の文書とならないという旧来の国語観に対し、それをこそ正式の文書にすべきだという新しい国語観が芽生えていたのである。そうしてそれは、後に物集高見がその著「言文一致」において次のように述べたのと相通するものである。

自身の口から天然自然と湧き出る活潑な生きたはなしを生きたままに書いたならば、それこそ誠によからうと思はる。

もっとも物集としては書きことばを話しことばに近づけてわかりやすくしようとしており、必ずしも話す通りに書けというわけではなかった。しかし速記関係者の方も次のように考えていた。

たとへ一分間に其といふ字を百も二百も云はふがそれが今の日本の人言葉なれば、御相末ながらも其通り記載して摘発公布したならば、追の権兵衛太郎兵衛先生でもいやこれはたまらぬと漸々言語を改むる様になり、竟には言語文章一様になりゆく

は明々瞭々として火を見るよりも明かなり。(田鎖綱紀『日本傍聴筆記法の効用を述べ』丸山平次郎「ことばの写真法」の巻末所載)

その点では発言者の校閲を経た速記録こそ発言の模範であると考えられた。当時このような速記録を集めた「講談演説集」の発刊にあたり、林茂淳が次のような抱負を書いたのもその現われである。

読者若し此の書を利用するときは以て直接に講談演説を学ぶの軌範と為すを得べく、以て間接に言語を改良し言文を一致せしむるの媒助と為すを得べきなり。

幸い新聞も雑誌もこの点でこの定期刊行物の価値を高く評価した。

殊に言文一致論者は熟読して多少の利益あるならん(東京日々新聞)

諸大家の講談を其儘に速記したるものにして言文一致の目的を達するに欠く可らざる小冊子なり(中央學術雜誌)

こうして速記関係者の求めた新しい国語観は言文一致運動の一翼ともなり、広く共感を呼ぶことになった。そのため速記関係者もこの新しい国語観に次第に自信を持つに至つたのである。

やがて明治二十三年になると、「速記雜誌」第十一号で若林珪蔵は次のような巻頭論説まで掲げている。

蓋し演説者は政談たると學術たるを問はず、演説を為さんには先づ腹稿を充分にし稍々文章に接近したる言語を以て演説せば、其の速記も随て高雅にして終には言文一致の目的を實際に達するに至らんか、従来演説者の欠典は単に其の説を述ぶるのみに止まりて言語の用法を謹まざるに在りしなり。(『言文一致の第一歩』)

そこに見られる次のような記述こそ、速記関係者のたどりついた結論だったのである。

之を要するに言文一致の第一歩は言語——演説講談の言語を改良し文章亦た之れに応ずるに在り。而して速記法は言文一致に對して一大要素たる吾人の信じて疑はざるなり。

そこには話し手の方で話しことばを整えることが期待されている。そうして言文不一致の状態もそのような逐語記録の普及によって改まることと予定されたのである。しかしこのような方向が打ち出されても、話しことばのままの逐語記録が正式の記録となるにはやはりきつかけが必要であった。そのきつかけを作ったのが明治二十三年の第一回帝國議會であるが、これも決定までにはいろいろの曲折が見られたのである。

## 六 帝國議會への経緯

帝國議會を明治二十三年に開くという勅諭が出たのは明治十四年十月であった。そのときすでに欧米先進国の場合はこの種議會の議事がすべて速記によって話しことばのままの逐語記録になっていることも紹介されていた。そのため國語速記は早くからこの二つを結びつけていた。明治十六年七月に刊行されたわが国最初の速記関係書の緒言にすでに次のような記述が見られるのもこれである。

我國近時會議演説盛行ハレ国会開設ノ期モ已ニ定リタル事ナレバ、疾書法ヲ講ズルノ時モ已ニ迫リト云フベシ、(神田乃武)「議事演説討論傍聴筆記新法」

速記関係書に序文を頼まれた人々もこの点に共鳴し、速記の効用を帝國議會に結びつけて強調した。民間で後進の養成に最も力を入れ

たのが若林珣蔵であるが、そこにも帝國議會を目ざす意気込みがあられていたのである。また帝國議會においてその議事記録をどのようにするかはその準備を受け持つ関係者にとつても大きな問題であった。内閣官報局長高橋健三もこのことを考慮し、明治二十一年には林茂淳を招いて同局内に速記法研修生を置いたくらいである。

明治二十二年七月になると、初代貴族院書記官長に予定される金子堅太郎が各議院制度調査のため欧米に向けて出発したが、このときも速記か筆記かの問題が重要調査項目の一つとなつていた。十月には内閣に臨時帝國議會事務局が設けられたが、若林はその總裁井上毅その他から速記に關しいろいろ諮問を受けた。同じような諮問は林も元老院議長佐野常民から受けた。それでも議事記録に關しては何ら決定せずに過ぎたのである。これに對し速記関係誌はいずれも帝國議會進出の期がいよいよ迫つたことを大きく取り上げていた。従来の筆記では複雑な議論になると趣旨を取り違えることもあり、書き漏らすこともある、そうなるも議事の実際がわからず議事進行にも混乱を來たし國民を欺くことになる、というのがその主張であつた。そうしてそれらの論と合わせ、次のような考え方も行なわれていた。

試ミニ欧米諸國ニ於ケル国会ノ議事録ヲ見ヨ、英ト云ヒ仏ト云ヒ独ト云ヒ米ト云ヒ其議事ヲ略式ノ筆記ニテ書取ルモノアリヤ否、何レノ國ト雖モ緻密ナル速記法ノ力ヲ藉ラサルモノナキニ非ラスヤ、欧米諸國既ニ然リトセハ吾邦ノ帝國議會ノ議事録モ亦緻密ナル速記法ノ力ヲ藉ラサルヘカラス。(『明年ノ帝國議會』速記雜誌第二号卷頭論說)

そこには國語の場合に話しことばのままの逐語記録が正式の記録と

して成立するかどうかの實際論よりも、ぜひとも欧米並みにしなければならぬという大前提の方が前面に押し出されていたのである。

一方金子堅太郎は欧米六カ国を回り、二十三年六月に帰国した。

この間金子は英国下院を一会期すべて見学し、速記と筆記の優劣に關しても折りにふれて関係者の意見を聞いた。こうして金子は、速記による逐語記録が政治の実体を公開する上に必要であり、議事運営上も発言の証拠として重要なことを十分に体得した。しかし金子は関係者から次のような意見も受けたのである。

(1) 東洋のことはヨーロッパのことはと違つておるので速記術の発達を妨げる。

(2) 日本においては速記術はわずか近年開けたゆえ速記者の熟練した者があるまい。

このうち(2)はそれほど心配するに及ばなかつたかもしれない。しかし(1)の方は国語そのものの本質に基づく理由であり、解決が困難にも思われた。その上欧米各国の議會も最初から逐語記録を作つていたわけではない。金子の一行が一度は速記不採用に傾いたのも、全くむりからぬ成り行きであつた。ただこのような情勢にもかかわらず速記関係者に幸いしたのが、七月五日に京橋共存同衆で行なわれた実地試験である。それは井上総裁の意向であつたとも言われているが、このとき金子はみずから演説を行ない若林にその速記を依頼することになった。若林は求めに応じて門下の優秀速記者を集め、

二人一組十五分交代で速記しその場で逐語記録に仕上げた。それが予想以上に金子を満足させたため、同じような試験が七月九日貴族院議場でも行なわれ、関係者が立ち会つた。これにより帝國議會の

記録はとにかく速記者に担当させることが決定的となつたのである。

もつともたとい速記者の採用が決定しても、話しことはのままの逐語記録を作成するかどうかはまた別の問題であつた。この点に關し林茂淳が当選議員の意見を求めたときも、次の三つの主張が聞かれたほどである。

(1) 文章体に直すのがよい。

(2) 言語体のままでよい。

(3) 官報には文章体を掲げ、議員には言語体のまま配付する。

〔帝國議會會議筆記に關する意見〕速記彙報)

これが話しことばのままの逐語記録に決定したのは八月下旬であるが、その際にも金子の意見が強く反映したとのことである。ただしこの件に關連し若林は次のような回顧談を残している。

当局者は元老院で議事筆記に従事してゐた最も優秀なる書記生を三名づつ貴衆兩院に雇入れ万一速記の失敗したときは右の書記生をして代つて筆記させやうと云ふ準備をして居つた。〔議會速記の懷古〕衆友會會報)

それは文語体記録に改める場合のことを考慮しての処置とも思われるが、当局としてはとにかく一まつ不安をぬぐい去ることができなかつたのである。

## 七 逐語記録の確立

やがて明治二十三年九月十一日、貴衆兩院事務局の分課規程が決定した際に速記課も置かれた。同日常任速記者として貴族院に林茂淳以下三人、衆議院に若林珣蔵以下三人が発令された。他は無試験



または試験によることとし、各院十四人ずつが補充された。これらの速記者は早速議場での実務演習を重ね、執務の万全を期した。こうして十二月一日に貴族院規則及び衆議院規則が議決され、速記録に関する規定も成立した。その上その速記録は、官報付録となつて配付されるにあたり、話しことばのままの逐語記録の通り印刷された。これが契機となつて一般にも逐語記録の需要が急増し、それが速記界全体の発展に寄与したことは言うまでもない。また帝國議会の速記録の持つもう一つの特徴は、それが発言者の校閲を経ないで印刷に付されたことである。そのため校閲専門の速記者を置き、速記課長がさらに校閲するという慎重な執務法をとつたが、とにかく発言者には事前に校閲の機会が与えられなかつたのである。これにはもちろん発言者が発言後にかつてに手を入れることを防ぐ意図もあつたが、このことがまた慎重な発言という好結果をもたらすに至つた。この点で思い合はされるのが、第一議会の終わりにあたつて行なわれた金子堅太郎の速記者一同に対する感謝のあいさつである。

その中で金子は、日本のことばがヨーロッパのことばと同様に速記できたことを喜び合つた。そうして議事記録の点で日本がヨーロッパと対等の地位に立ち得た事実を強調した。それとともに速記される方の立場の意見として次のようなものを披露した。

最初はデタラメに演説したが、後はこはくなつたから前の晩に草稿を作つて其れを独でしやべつて明る日議事堂に於て演説するやうに速記者のために自分の精神も脳髓も思想も緻密にされたと数多の議員が私に語つた。(速記彙報)

いわゆる演説体を書きことばに近い形で安定したについては、速記

録となる場合の考慮も大きな要因となつたのである。また金子はその中で自信をもつて「帝國議会の速記術のために言文一致の結果を生ずることに必ずなるだらう」とも述べた。そこには速記のために有利な新しい國語観が全面的に取り入れられていたわけである。

思えば國語の速記を意図することそれ自身も当時の國語事情からすれば無謀な企画であつた。そうしてこれが田鎖綱紀によつて実現し若林、林などの実務者を得ることができたのは、西洋にあるものは何でも取り入れるという当時の風潮がこれを助けたからである。それでも逐語記録の權威を確立させるための國語観を世間に受け入れてもらうには大きな飛躍を必要とした。そうしてこの方は、第一回帝國議會という画期的な政治改革にあたりようやく実現できたが、このときも欧米先進国のやり方に範を求めめる気持が強く働いてゐた。一般に古来の伝統をどこまで重んじるかは國語問題を論ずる際に常に争われることであるが、國語速記の場合は、正式の記録は文語体にすべきであるという伝統を破り得たところに活路を見出したというのが実情なのである。

—— 衆議院速記者養成所教授 ——